

精華町と学校法人同志社との連携協力に関する協定書

精華町と学校法人同志社（以下「同志社」という。）とは、相互の人的、知的、物的資源の交流と活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、精華町と同志社が包括的な連携のもと、教育、文化、福祉、地域産業、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 精華町と同志社は、次の事項について協力する。

- (1) 教育、文化、福祉の向上、スポーツの振興・発展のための連携
- (2) 地域産業振興、新産業創出のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他必要と認める連携

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、精華町と同志社のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、精華町と同志社が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

年 月 日

精華町
町 長

学校法人同志社
理事長